

船橋市身体障害者相談員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3に基づき、身体に障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援護思想の普及等、身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的とする。

(業務)

第2条 相談員の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 身体に障害のある者の手帳交付、医療、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと。
- (2) 身体に障害のある者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) 身体に障害のある者に対する援護思想の普及に務めること。
- (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

(定数)

第3条 相談員の定数は、21名以内とする。

(選考及び委嘱)

第4条 相談員については、市長が次の各号に留意して慎重に選考するものとする。

- (1) 障害福祉全般について理解があり、人格識見が高く、社会的信望があり、身体障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動ができること。
- (2) 地域及び福祉サービスを必要とする人々の実情に精通していること。
- (3) 民間篤志家として相談活動ができること。
- (4) 原則として、身体障害者又は身体障害者の保護者であること。
- (5) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び内部障害者のそれぞれの相談に応じ、必要な指導を行う態勢を作るよう配慮するものとする。
- (6) 候補者に本制度の趣旨、内容、諸条件その他必要事項を説明し、その了解のうえで承諾を得るものとする。

2 市長は、前項の規定により選考された者のうちから、適当と認められる者を相談員として委嘱するものとする。

(委嘱の事務手続き)

第5条 相談員は、就任の際、次の書類を提出するものとする。

(1) 身体障害者相談員調書(様式第1号)

(2) 受諾書(様式第2号)

2 市長は、相談員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任相談員の候補者の選考を行う。

3 市長は、前項の規定により選考された相談員候補者を審査し、適格者として認めた者に、第2条に定める業務を委嘱する。

4 相談員としての業務の委嘱に当たっては、委嘱状(様式第3号)、身分証明書(様式第4号)を交付する。

5 市長は、相談員への委嘱状の交付の際、委嘱事項、要綱の内容及びその他留意事項について十分周知徹底を図ること。

6 相談員の再委嘱は、妨げないものとする。

(委嘱の期間)

第6条 相談員の委嘱の期間は、2年とする。ただし、補欠相談員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第7条 市長は、相談員が次の各号の一に該当する場合には、当該相談員に対する委嘱を解くことができる。

(1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合

(3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

(解嘱の事務手続き)

第8条 相談員が自己都合により辞退を申し出たときは、辞退届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、相談員が前条の規定に該当したときは、その実情を調査確認のうえ、解嘱が適当と認められたときは、当該者を解嘱するものとする。

(服務)

第9条 相談員は、その業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に公正であること。
- (2) 個人の人格を尊重すること。
- (3) 職務上知り得た個人情報等を漏らさないこと。また、任期終了後も同様とすること。
- (4) 活動の際は、常に身分証明書を携帯すること。

(相談員活動の実施内容)

第10条 相談員の業務細目については、次の各号のとおりとする。

- (1) 相談員の活動区域は、原則として船橋市全域とする。
- (2) 相談員の相談・指導の活動は、自宅相談及び出張相談とする。
- (3) 相談員は、積極的に区域内の実情を把握し、援護を必要とする者については、適切な相談、助言及び指導に努めること。

また、区域内の団体の指導育成に努めること。

- (4) 相談員は、公的援護について相談を受けたときは、対象者の持つ問題に応じて、その必要とする援護の内容を説明し、申請について指導すること。

なお、この際特に必要と認められる場合には、実施機関に連絡すること。

- (5) 相談員は、各年度の4月、7月、10月、1月の各月の10日までに、前3か月分の活動状況を身体障害者活動報告書（様式第6号）及び相談受付簿（様式第7号）により市長に報告すること。

(関係機関との連携)

第11条 相談員は、業務を行うに当たって、福祉事務所、障害者相談センター、民生委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(相談員の研修)

第12条 相談員に対する研修は、市で行うものとする。

(資料等の提供)

第13条 相談員活動の効果を高めるため、市は参考となる資料を相談員に提供するものとする。

(活動手当)

第14条 相談員の活動手当は、月額2,000円とする。

2 活動手当は、年2回に分けて9月及び3月に支給するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めた以外の事項については、必要のつど定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(委嘱期間の特例)

2 この要綱の施行の日に委嘱される相談員の委嘱期間は、第6条の規定にかかわらず平成15年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。